

朝来市水道事業ビジョン策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領



朝来市上下水道部上下水道課
(令和7年 11 月)

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、朝来市水道事業ビジョン策定業務受託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 朝来市水道事業ビジョン策定業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和9年3月 19 日
- (4) 見積限度額 12,925,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
※令和7年度 6,479,000 円、令和8年度 6,446,000 円

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をみたしていること。

- (1) 朝来市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 朝来市指名停止基準(平成 17 年朝来市訓令第 40 号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
また、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、朝来市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものである。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算手続き、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き、及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (6) 朝来市暴力団排除条例(平成 25 年朝来市条例第 36 号)に規定する暴力団等でないこと。
- (7) 直接的且つ恒常的(参加申込み日以前に 3 ヶ月以上)雇用関係を有する者で、仕様書(3 配置技術者等)内に記載されている技術者等を配置できること。
- (8) 過去 10 年間(平成 27 年度～令和6年度)に兵庫県内の地方公共団体又は公営企業が発注した下記①及び②の業務を履行(完了)した実績を有していること。
 - ① 同種業務:水道ビジョン策定業務
 - ② 類似業務:アセットマネジメント計画、耐震化計画、経営戦略、管路更新計画、水安全計画、統合・広域化計画、その他上水道に関する各種計画等策定業務

4 実施日程(予定)

- (1) 公告 令和7年11月 20 日(木)
- (2) 参加申込み受付期限 令和7年12月 3日(水)
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年12月 5日(金)
- (4) 質問書の提出期限 令和7年12月 9日(火)
- (5) 質問書の回答 令和7年12月15日(月)
- (6) 企画提案の提出期限 令和7年12月22日(月)
- (7) 2次審査(プレゼンテーション審査)通知 令和7年12月26日(金)
- (8) 1次審査(書類審査) 令和8年 1月 上旬
- (9) 2次審査(プレゼンテーション審査) 令和8年 1月 上旬～中旬
- (10) 審査結果通知及び契約候補者選定 令和8年 1月 中旬
- (11) 契約締結 令和8年 1月 中旬以降

※実施日程は予定であり、変更する場合がある。

5 配付資料

- (1) 朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル様式集
- (2) 朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 仕様書
- (3) 朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル提出書類作成要領
- (4) 朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準

6 参加申込み手続き

(1) 提出期間:公告の日から令和7年12月3日(水)

(閉庁日を除く:午後4時45分必着)

(2) 提出方法:持参または郵送のいずれかによる。

(郵送は、配達したことを証明できるものに限る。)

(3) 提出先:「16 書類提出及び問い合わせ先」

(4) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号)

エ 業務実施体制調書(様式第4号)

オ 配置予定技術者調書①(様式第5号)

カ 配置予定技術者調書②(様式第6号)

(5) 参加に関する留意事項

ア 実施要領の承諾

プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加費用の負担

参加に関する必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、不採用となった参加者の提出書類は返却しない。

エ 資料の取り扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

オ その他

参加資格を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

7 現地説明会

説明会は開催しない。

8 質問及び回答

プロポーザルに関して疑義がある場合は質問書(様式第7号)を提出すること。

(1) 提出期限:令和7年12月9日(火)(午後4時45分必着)

(2) 提出方法:電子メールによる(電子メールの到達確認を行うこと)。

(3) 提出先:「16 書類提出及び問い合わせ先」

(4) 回答:令和7年12月15日(月)に電子メールで参加予定全者に回答する。

9 企画提案の辞退

参加申込み後に企画提案を辞退する場合は、辞退届(様式第10号)を事務局に提出すること。なお、この場合でも当事業以外の事業において不利益を被ることはない。

10 企画提案

(1) 提出期限:令和7年12月22日(月)(午後5時必着)

(2) 提出方法:持参または郵送のいずれかによる。

(郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る)

(3) 提出先:「16 書類提出及び問い合わせ先」

(4) 提出書類:

ア 企画提案書提出届:「様式第8号」

イ 企画提案書:任意様式

- ウ 提案見積書: 見積書(様式第9号)及び見積明細書(任意様式)を作成すること。
- (5) 企画提案書提出部数: 正本1部・副本1部・電子データ(CD-ROM)1部
- (6) 見積書提出部数: 1部(消費税及び地方消費税を含む)企画提案書とは別に厳重に封かんし、提出すること。

11 審査委員会の設置

プロポーザルの審査は「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)が行う。

12 審査の方法および基準

(1) 審査の方法

審査は、非公開とする。

ア 1次審査(書類審査)

参加資格を満たす事業者から提出された書類をもとに、事務局が書類審査を行い、2次審査対象となる者を選定する。この際、「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準」における「企業能力」の項目について、審査を行う。

1次審査通過者は、企業能力審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち、得点の高い順に上位3者とする。3位の得点である事業者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は委員会の決定によるものとする。

イ 2次審査(プレゼンテーション審査)

委員会が、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング等により、「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準」における「企画提案」の項目について審査を行い、1次評価点、見積評価点と合計した総得点(以下「総合評価点」という。)が最も高い提案者を優先交渉権者、次に高い点の者を次点者として決定する。

総合評価点が同じ場合は、委員会の出席委員の多数決により決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。ただし、委員会の総合評価点の平均点が6割に満たない場合は最上位者であっても優先交渉権者として選定しない。

(ア) 実施日: 令和8年1月上旬～中旬

(イ) 場所: ※日時、場所等の詳細は別途通知する。

(ウ) 参加者: 5名以内 ※配置予定の管理技術者は必ず同席すること。

(エ) 実施時間: 40分程度(プレゼンテーション 30分以内、質疑応答 10分程度)

(オ) 説明方法: プレゼンテーションによる説明は、必ず、企画提案書の項目の順に説明すること。

(カ) 留意事項: プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータは、2次審査の2日前までに「16 書類提出及び問い合わせ先」にデータで提供すること。

※プレゼンテーションで使用する機器(パソコン、スクリーン、プロジェクター、マイク及びポインター等)は市が準備する。

(2) 審査基準

別添「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、参加者全てに書面で通知する。

13 契約の締結

委員会が選定した優先交渉権者を「朝来市水道事業ビジョン策定業務委託」に係る随意契約の相手方とし契約交渉を行う。ただし、合意に至らなかったときは次点者と契約交渉を行う。

14 失格

- (1) プロポーザルの提案方法、提出先及び提出期限が守られないもの。
- (2) プロポーザルに係る要領等に示された条件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が見積上限額を超過しているとき。
- (5) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

(6) その他、委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認めるとき。

15 その他の留意事項

- (1) 特別な理由がある場合は、業務発注を取りやめ、または延期することがある。
- (2) 参加者については公表しない。
- (3) 審査に関する問合せには応じない。
- (4) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 提出書類は返却しない。

16 書類提出及び問い合わせ先

〒669-5192 朝来市山東町楽音寺 95 番地

朝来市上下水道部上下水道課(事務局)

担当 宮崎 、 松尾

TEL:079-676-2083 FAX:079-670-7014 MAIL:jousuidou@city.asago.lg.jp